平成２８年（フ）第８０９号
京都府宇治市五ケ庄日皆田10番地16
債務者　株式会社マイスター建築事務所
代表者代表取締役　鹿島　　徹
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　敦史
4　破産債権の届出期間　平成28年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午後２時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８２９号
京都市左京区新東洞院町254―101
債務者　Ｄｏ－ｔｅｃ株式会社
代表者代表取締役　大槻　　睦
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　破産債権の届出期間　平成28年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
栃木県那須塩原市板室857番地
債務者　有限会社一井屋旅舘
代表者取締役　室井　節子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成28年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第２５１号
静岡県裾野市佐野480番地の９
債務者　株式会社マツオツーリスト
代表者代表取締役　浅倉　松夫
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬野　真志
4　破産債権の届出期間　平成28年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３８９号
宮城県多賀城市中央３丁目25番７号
債務者　稲妻　丈男
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉51番地９、従前の住所仙台市青葉区鷺ケ森２丁目９番15号
債務者　栗原　義文
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀絵里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６６号
大阪市城東区成育５丁目23番14―104号、申立時の住所大阪市城東区成育５丁目23番14―504号
債務者　讃岐とんかつ「松もと」こと　松本　晴治
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　将志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６７５号
堺市中区土師町３丁34番28号
債務者　岡澤　明広
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６号
広島市安佐北区亀山５丁目39番40号
債務者　青木久仁男
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田森　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６４号
愛媛県松山市久米窪田町1118番地　アーバンライフ久米Ａ―201号
債務者　宮原　麻由
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午後１時５分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７５号
高知市神田1190番地10
債務者　山本　房子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７６号
高知市神田1190番地10
債務者　山本　孝志
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１２号
秋田市新屋寿町８番69号
債務者　宮田　信正
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　勝美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６号
福島県双葉郡広野町大字下北迫字東町205―１―Ａ217、住民票上の住所秋田市泉馬場15番18号　イズムⅡ102
債務者　眞壁　光夫
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　譲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２９号
大分市大字三佐2316番地
債務者　外山　　諒
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８８号
福島県郡山市西ノ内２丁目８番７号　Ｄ’クラディア西ノ内1005号
債務者　天沼　　勝
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　金一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係